

## 電力小売り全面自由化 契約時のトラブル注意

これまで、家庭で使う電気は、各地域の電力会社からしか購入できませんでしたが、4月1日以降は、国の登録を受けたさまざまな事業者から購入できるようになります。そうした中、大手電力会社をかたる勧誘に関する相談も増えています。長く使い続ける契約ですので、「安くなる」というセールストークには注意してください。

▼大手電力会社の関連会社と思い、来訪した業者に電気契約容量変更を依頼した。契約書類を見ると全く無関係の会社と新規契約したことになっていた。解約したいが、10年契約で、解約はできないと言われた。(40代：男性)

▼賃貸マンションを管理している事業者から、電気を一括受電し、入居者に電力の配給サービスをするので、契約申込書に署名捺印して返送するようという書類が再三届いている。事業者に当該契約は任意だといわれたが、案内書や申込書を見ると当然加入しなくてはいけないと思わせる内容だった。(50代：女性)

▼突然訪問してきた業者に「電力会社の紹介を受けている。電気料金が安くなる方法を説明したい」と言われたが、電力会社に確認したところ、紹介はしていないと言われた。(50代：男性)

- こうした契約トラブルに遭いにくくするためのチェックポイントは、
- ①国の登録を受けた小売電気事業者ないしは、その代理店などであることを確認する。(資源エネルギー庁ホームページ「登録小売電気事業者一覧」を参照)
  - ②契約前に電気料金や解約の要件(違約金の有無など)について確認する。
  - ③停電などトラブル時の連絡先を確認する。
- 契約時には、チェックポイントを参考に十分に注意しましょう。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8：30～17：00)

土曜日は電話相談(9：00～17：00)のみ受付

消費者ホットライン 188(いやや)

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

※ 0570-064-370も引き続きお使いいただけます。